

伊丹市道路の構造基準等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

伊丹市道路の構造基準等に関する条例の一部を改正する条例を別
記のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 329 号）による道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）の一部改正に伴うため。

伊丹市道路の構造基準等に関する条例の一部を改正する

条例（令和４年伊丹市条例第　　号）

伊丹市道路の構造基準等に関する条例（平成２４年伊丹市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３条―第４３条」を「第３条―第４４条」に，「第４４条・第４５条」を「第４５条・第４６条」に，「第４６条」を「第４７条」に改める。

第６条第７項中「幅員は，」の右に「令第４２条第１項において準用する」を加える。

第１１条第４項中「第４１条第１項」を「第４２条第１項」に改める。

第３１条第４項中「並びに」の右に「令第４２条第１項において準用する」を加える。

第３３条中「横断歩道橋等」の右に「，自動運行補助施設」を加える。

第４０条中「並びに」の右に「令第４２条第１項において準用する」を加える。

第４２条第３項中「第４１条第１項」を「第４２条第１項」に改め，同条第５項中「並びに」の右に「令第４２条第１項において準用する」を加える。

第４３条第２項中「第４１条第１項」を「第４２条第１項」に改め，同条第４項中「並びに」の右に「令第４２条第１項において準用する」を加える。

第４６条を第４７条とし，第４５条を第４６条とし，第４４条を第４５条とし，第２章中第４３条の次に次の１条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第４４条　歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には，歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

- 2 前項に規定する部分には，歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは，歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において，必要があると認めるときは，当該場所に街灯，ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物，物件又は施設を設けるものとする。
- 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は，同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。